

# 高知県指定障害児通所支援等事業者等指導・監査要綱

## 第1章 指定障害児通所支援等事業者等指導要綱

### 第1 目的

この指導要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第21条の5の22第1項に規定する指定障害児通所支援事業者、指定障害児通所支援事業者であった者若しくは当該指定に係る障害児通所支援事業所の従業者であった者（以下「指定障害児通所支援事業者等」という。）又は法第24条の15第1項に規定する指定障害児入所施設等の設置者、当該指定障害児入所施設等の長その他の従業者（以下「指定施設設置者等」という。）である者若しくは指定施設設置者等であった者（以下「指定障害児入所施設等設置者等」という。）（以下「指定障害児通所支援等事業者等」という。）の行う障害児通所給付費等又は障害児入所給付費等（以下「障害児支援給付費等」という。）に係る指定障害児通所支援又は指定入所支援（以下「指定障害児通所支援等」という。）の内容に関する指導に関し、法第24条の15若しくは第57条の3の3の規定により行う質問等について、基本的事項を定めることにより、指定障害児通所支援等の質の確保及び障害児支援給付費等の適正化を図ることを目的とする。

### 第2 指導方針

指導は、指定障害児通所支援等事業者等に対し、「高知県指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」（令和3年高知県条例第3号）、「児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準」（平成24年厚生労働省告示第122号）若しくは「児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準」（平成24年厚生労働省告示第123号）又は「厚生労働大臣が定める一単位の単価」（平成24年厚生労働省告示第128号）等に定める指定障害児通所支援若しくは指定入所支援の取扱い又は障害児通所給付費若しくは障害児入所給付費に係る費用の請求に関する事項について周知徹底させることを方針とする。

### 第3 指導形態等

指導の形態は、原則として次のとおりとする。

#### （1）集団指導

集団指導は、次の場合に、その内容に応じ一定の場所に集めて講習等の方法により行う。なお、オンライン等（オンライン会議システム、ホームページ等。以下同じ。）の活用による動画の配信等による実施も可能とする。

- ① 指定の権限を持つ指定障害児通所支援等事業者等に対する指導が必要な場合
- ② 障害児支援給付費等に関して必要があると認める場合

なお、集団指導を実施した場合には、管内の市町村に対し、当日使用した資料を送付する等、その内容等について周知する。

#### （2）運営指導

運営指導は、次の場合に、指定障害児通所支援等事業者等の事業所において、原則、実地に行う。

- ① 指定の権限を持つ指定障害児通所支援等事業者等に対して必要があると認める場合
- ② 障害児支援給付費等に関して必要があると認める場合

#### 第4 指導対象の選定

指導は全ての指定障害児通所支援等事業者等を対象とするが、重点的かつ効率的な指導を行う観点から、指導形態に応じて、次のとおり対象の選定を行う。

##### (1) 集団指導

- ① 新たに指定障害児通所支援等を開始した指定障害児通所支援等事業者等については、概ね1年以内に全てを対象として実施する。
- ② 指定障害児通所支援等の取扱い、障害児支援給付費等に係る費用の請求の内容、制度改正内容及び障害児虐待事案をはじめとした過去の指導事例等に基づく指導内容に応じて選定して実施する。

##### (2) 運営指導

- ① 指定の権限を持つ指定障害児通所支援事業者等が運営する事業所のうち、児童発達支援及び放課後等デイサービスを行う事業所については、3年に1回以上の頻度で実施する。その他のサービスについては、3年に1回までは求めないが、原則として指定の有効期間内に少なくとも1回以上実施する。
- ② 指定後間もない障害児通所支援等事業者等については、指定後3年以内に実施する。
- ③ 過去の指導内容、通報等により不適切な運営や報酬請求が疑われる場合など、障害児通所支援事業者等の運営に重大な問題があると認められる場合は、優先的に実施する。
- ④ その他特に一般指導が必要と認められる指定障害児通所支援等事業者等を対象に実施する。

#### 第5 指導方法等

##### (1) 集団指導

###### ① 指導通知

指導対象となる指定障害児通所支援等事業者等を決定したときは、あらかじめ集団指導の日時、場所、出席者、指導内容等を文書により当該指定障害児通所支援等事業者等に通知する。

###### ② 指導方法

集団指導は、指定障害児通所支援等の取扱い、障害児支援給付費等に係る費用の請求内容、制度改正内容及び障害児虐待事案をはじめとした過去の指導事例等について講習等の方式で行う。

なお、集団指導に欠席した指定障害児通所支援等事業者等には、当日使用した資料の送付等により確実に資料の閲覧が行われるよう情報提供するとともに、

オンライン等の活用による動画の配信等による場合は、配信動画の視聴や資料の閲覧状況について確認する。

## (2) 運営指導

### ① 指導通知

指導対象となる指定障害児通所支援等事業者等を決定したときは、原則として実施予定日の1か月前までに次に掲げる事項を文書により当該指定障害児通所支援等事業者等に通知する。

また、運営指導当日の確認が円滑に行えるよう、当日の概ねの流れをあらかじめ示すものとする。

ただし、指導対象となる事業所において障害児虐待が疑われているなどの理由により、あらかじめ通知したのでは当該事業所の日常におけるサービス提供状況を確認することができないと認められる場合は、指導開始時に次に掲げる事項を文書により通知するものとする。

ア 運営指導の根拠規定及び目的

イ 運営指導の日時及び場所

ウ 指導担当者

エ 出席者

オ 準備すべき書類等

### ② 指導方法

運営指導は、関係者から関係書類等を基に説明を求め面談方式で行う。なお、施設・設備や利用者等のサービス利用状況以外の実地でなくとも確認できる内容の確認については、情報セキュリティの確保を前提としてオンライン等を活用することができる。活用に当たっては、指定障害児通所支援事業者等の過度な負担とならないよう十分に配慮する。

ア 運営指導の確認項目等

運営指導は、「指定障害児通所支援事業者等の指導監査について（平成26年3月28日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）」の（別添1）「指定障害児通所支援等事業者等指導指針」5の（2）②に定める『別紙「主眼事項及び着眼点等」（非常災害対策の非常災害には火災だけではなく水害・土砂災害等の自然災害も含む。）』及び別紙「県主眼事項及び着眼点」に基づき、関係書類を閲覧し、関係者からの面談方式で行う。

また、原則として、別紙「主眼事項及び着眼点等」における下線を付した項目（以下「標準確認項目」という。）以外の項目は、特段の事情がない限り確認を行わないものとともに、「標準確認文書」で確認することを原則とする。

なお、運営指導を進める中で不正が見込まれる等、詳細な確認が必要と判断する場合は、「標準確認項目」及び「標準確認文書」に限定せず、必要な文書を微し確認するものとする。

イ 運営指導における文書の効率的活用等

運営指導において確認する文書は、原則として運営指導の前年度から直近の実績に係る書類とともに、利用者の記録等の確認は特に必要とする場合を除き、原則として3名以内とする。

また、事前又は当日に提出を求める資料の部数は1部とし、自治体が既に保有している文書については、再提出を求めず、自治体内での共有を図ることを原則とする。

特に①内容の重複防止 ((a)事前提出資料と当日確認資料の重複、(b)法人内で同一である書類の事業所ごとの重複提出等) や、②既提出文書 (指定申請等で提出済の内容変更のない書類等) の再提出不要の取扱いに留意するものとする。

さらに、ICTで書類を管理している指定障害児通所支援事業者等に対する運営指導においては、適宜パソコン画面上で書類を確認する等、指定障害児通所支援事業者等に配慮した文書確認の方法についても留意するものとする。

#### ウ 同一所在地等の運営指導の同時実施

同一所在地や近隣の指定障害児通所支援事業者等に対する運営指導においては、適宜事業者の状況等も勘案の上、できるだけ同日又は連続した日程で行うなどにより、効率化を図るものとする。

#### エ 関連する法律に基づく指導・監査の同時実施

法に関連する法律に基づく指導監査等との合同実施については、自治体の担当部門間で調整を行い、適宜事業者の状況等も勘案の上、同日又は連続した日程で行うことの一層推進するものとする。

#### オ 運営指導の所要時間の短縮

運営指導の所要時間については、効率化等に資する前記指導方法を踏まることで一の指定障害児通所支援事業者等当たり所要時間をできる限り短縮するとともに、1日で複数の指定障害児通所支援事業者等の運営指導を行う等、指定障害児通所支援事業者等及び自治体双方の負担を軽減し、運営指導の頻度向上を図るものとする。

#### ③ 指導結果の通知等

運営指導の結果については、改善を要すると認められた事項について、後日文書によって指導内容の通知を行うものとする。

#### ④ 改善報告書の提出

当該指定障害児通所支援等事業者等に対して、文書で指摘した事項にかかる改善報告書の提出を求めるものとする。

## 第6 監査への変更

運営指導中に次のいずれかに該当する状況を確認した場合は、運営指導を中止し、直ちに第2章に定めるところにより監査を行うことができる。

- (1) 著しい運営基準違反が確認され、利用者及び入所者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあると判断した場合
- (2) 障害児支援給付費等に係る費用の請求に誤りが確認され、その内容が、著しく不正な請求と認められる場合

## 第7 その他

- (1) 指導を実施した場合はその指定障害児通所支援等事業者等の事業活動区域に所在する市町村に対して、指導結果の通知及び改善報告書の内容について情報の提供を行うとともに、できる限り利用者保護の観点から開示を行う。
- (2) 指導の実施状況について、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課に報告を行う。
- (3) その他の留意事項
  - ① 運営指導にあたっては、担当者の主觀に基づく指導や、当該指定障害児通所支援事業者等に対する前回の指導内容と根拠なく大きく異なる指導を行わないよう留意するものとする。
  - ② 高圧的な言動は控え、改善が必要な事項に対する指導や、より良いケア等を促す助言等について、当該指定障害児通所支援事業者等との共通認識が得られるよう留意するものとする。
  - ③ 運営指導の際、指定障害児通所支援事業者等の対応者については、必ずしも当該指定障害児通所支援事業者等の管理者に限定することなく、実情に詳しい従業者や当該指定障害児通所支援事業者等を経営する法人の労務、会計等の担当者が同席することは問題ないものとする。
  - ④ 個々の指導内容については、具体的な状況や理由を良く聴取し、根拠規定やその趣旨・目的等について懇切丁寧な説明を行うものとする。
  - ⑤ 効果的な取り組みを行っている指定障害児通所支援事業者等は、積極的に評価し、他の指定障害児通所支援事業者等へも紹介するなど、サービスの質の向上に向けた指導の手法について工夫をすることにも留意するものとする。

## 第2章 指定障害児通所支援等事業者等監査要綱

### 第1 目的

この監査要綱は、法第21条の5の22、第21条の5の23若しくは第21条の5の24の規定に基づき、指定障害児通所支援事業者等又は法第24条の15、第24条の16若しくは第24条の17の規定に基づき、指定障害児入所施設等設置者等の行う障害児支援給付費等に係る指定障害児通所支援等の内容又は障害児支援給付費等に係る費用の請求に関する監査に関する基本的事項を定めることにより、指定障害児通所支援等の質の確保及び障害児支援給付費等の適正化を図ることを目的とする。

### 第2 監査方針

監査は、指定障害児入所施設等設置者等に対する「一般監査」と指定障害児通所支援等事業者等に対する「特別監査」とし、特別監査は、指定障害児通所支援等事業者等の指定障害児通所支援等の内容等について、第21条の5の23、第21条の5の24、第24条の16若しくは第24条の17に定める行政上の措置に該当する内容であると認められる場合、その疑いがあると認められる場合又は障害児支援給付費等に係る費用の請求について、不正若しくは著しい不当が疑われる場合（以下「指定基準違反等」という。）において、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置を探ることを主眼とする。

### 第3 監査対象となる指定障害児通所支援等事業者等の選定基準

- (1) 一般監査は、概ね3年に1度実施するものとする。
- (2) 特別監査は、下記に示す情報を踏まえて、指定基準違反等の確認について必要があると認める場合に行うものとする。
  - ① 要確認情報
    - ア 通報・苦情・相談等に基づく情報
    - イ 市町村、相談支援事業等へ寄せられる苦情
    - ウ 障害児支援給付費等の請求データ等の分析から特異傾向を示す事業者
  - ② 運営指導において確認した情報  
法第57条の3、第57条の3の2、第57条の3の3若しくは第57条の4により指導を行った市町村又は県が指定障害児通所支援等事業者等について確認した指定基準違反等

### 第4 監査方法等

一般監査については第1章の運営指導に準じて実施するものとし、特別監査については次により実施するものとする。

- (1) 報告等  
指定基準違反等の確認について必要があると認めるときは、指定障害児通所支援等事業者等に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、出

頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは指定障害児通所支援等の当該指定に係る事業所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査（以下「実地検査等」という。）を行うものとする。

なお、指定権限のない市町村長が実地検査等を行う場合は次によるものとする。

- ① 市町村長が実地検査等を行う場合、指定障害児通所支援等に関して、複数の市町村に関係がある場合には、県が総合的な調整を行うものとする。
- ② 指定権限のある知事は、市町村長から指定基準違反等と認める事実の通知があつたときは、速やかに以下の（3）から（5）までに定める措置をとるものとする。

#### （2）監査結果の通知等

監査の結果、改善勧告に至らない軽微な改善を要すると認められた事項については、後日文書によってその旨の通知を行うとともに、当該指定障害児通所支援等事業者等に対して、文書で通知した事項について、文書により報告を求めるものとする。

#### （3）行政上の措置

知事は、指定基準違反等が認められた場合には、法第21条の5の23、第21条の5の24、第24条の16及び第24条の17「勧告、命令等」、「指定の取消し等」の規定に基づき行政上の措置を機動的に行うものとする。

##### ① 勧告

指定障害児通所支援等事業者等に法第21条の5の23第1項から第3項まで、又は第24条の16第1項から第3項までに定める指定基準違反の事実が確認された場合、当該指定障害児通所支援等事業者等に対し、期限を定めて、文書により基準を遵守すべきことを勧告することができる。

これに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

##### ② 命令

指定障害児通所支援等事業者等が正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該指定障害児通所支援等事業者等に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命令することができる。

命令をした場合には、その旨を公示しなければならない。

##### ③ 指定の取消等

指定基準違反等の内容等が、法第21条の5の24第1項各号及び第24条の17第1項各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定障害児通所支援等事業者等に係る指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止すること（以下「指定の取消等」という。）ができる。

#### （4）聴聞等

監査の結果、当該指定障害児通所支援等事業者等が命令又は指定の取消等の処分（以下「取消処分等」という。）に該当すると認められる場合は、監査後、取消処分等の予定者に対して、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項各号の規定に基づき聴聞又は弁明の機会の付与を行わなければならない。

ただし、同条第2項各号のいずれかに該当するときは、これらの規定は、適用しない。

## (5) 経済上の措置

- ① 勧告、命令又は指定の取消等を行った場合に、障害児支援給付費等の全部又は一部について当該障害児支援給付費等に関する市町村に対し、法第57条の2第1項に基づく不正利得の徴収（返還金）として徴収を行うよう指導するものとする。
- ② 命令又は指定の取消等を行った場合には、原則として、法第57条の2第2項及び同条第4項の規定により、当該指定障害児通所支援等事業者等に対し、その支払った額につき返還させるほか、その返還させる額に100分の40を乗じて得た額を支払わせるよう指導するものとする。

## 第5 その他

- (1) 監査を実施した場合はその指定障害児通所支援等事業者等の事業活動区域に所在する市町村に対して、監査結果の通知及び処分等の内容について情報の提供を行う。
- (2) 取消処分等の内容について、当該内容を決定する前に、別に定めるところにより、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課に情報提供を行う。
- (3) 監査及び行政措置の実施状況について、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課に報告を行う。

### 附 則

- 1 この要綱は、平成29年5月17日から施行する。

### 附 則

- 1 この要綱は、令和元年7月12日から施行する。

### 附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

### 附 則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

### 附 則

- 1 この要綱は、令和7年4月14日から施行する。